

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第39号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「課 長 補 佐（収入業務に係る総合調整）」を
「課 長 補 佐（収入業務に係る総合調整）
課 長 補 佐（D X の推進）」に改める。

第 4 条会計課の項中第31号を第32号とし、第19号から第30号までを 1 号ずつ
繰り下げ、第18号の次に次の 1 号を加える。

(19) 会計事務に係る D X の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。